

肝炎患者サロン

肝炎患者の方やそのご家族が互いに気軽に話せる場所を提供し、肝炎治療等についての情報交換を通して、不安や悩みを解消していただくことを目的として「肝炎患者サロン」を開催します。

▶日時 5月26日(木) 13時～16時

▶場所 八代地域振興局

問 熊本県健康危機管理課 ☎096-333-2783

人権擁護委員制度をご存知ですか？ 特設相談所が開設されます

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせております。

氷川町には、氷川町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

伊藤 直江さん(北鹿野) 永田 俊雄さん(高塚)
守 正信さん(河原) 宮村 惇さん(西上宮)
島田真由美さん(桜ヶ丘)

八代人権擁護委員協議会では、この活動の一環として、下記の日程で「特設人権相談所」を開設します。

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

▶日時 6月1日(水) 10時～15時

▶場所 宮原福祉センター

問 熊本地方方法務局八代支局 ☎32-2654

自動車税について

◆自動車税の納付は5月31日までに

自動車税の通知書を5月初めにお送りします。納期限の5月31日(火)までに、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、八代地域振興局税務課、熊本県税事務所、自動車税事務所で納めていただきますようお願いいたします。

◆環境への配慮から自動車税の税額が増減されます

環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車(新車)は登録の翌年度の自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税が加算されます。

なお、自動車税が加算される自動車は、新車新規登録から11年を過ぎたディーゼル車および13年を過ぎたガソリン・LPG車で、年限を経過した翌年度から、自動車税が約10%加算されます。

※平成23年度に自動車税が加算される自動車

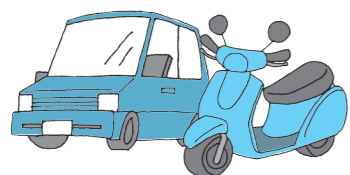
○ガソリン・LPG車

平成10年3月31日以前に新車新規登録された自動車

○ディーゼル車

平成12年3月31日以前に新車新規登録された自動車

問 八代地域振興局 税務課 ☎32-5201



町税や使用料の納付は、 便利な口座振替をお勧めします

集合税(町県民税・固定資産税・国民健康保険税)・軽自動車税・町営住宅使用料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・養護老人ホーム入所者負担金・下水道使用料・下水道受益者分担金の納付につきましては、口座振替(自動払込)ができます。

口座振替をご利用いただきますと、預貯金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがなくなり、納付の手間が省けます。

また、口座振替による前納(一括納付)もできます。(集合税のみ)ご希望の方は税務課までお尋ねください。※一度手続きをされた方の申請は、変更や廃止の場合を除き必要ありません。

問 氷川町役場 税務課 ☎52-5853

平成23年度 補助事業による合併浄化槽設置

町では、平成23年度中に合併処理浄化槽を設置される方に、「氷川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき助成をいたします。

なお、原則として、公共下水道事業認可区域は除かれます。
・公共下水道事業認可区域外補助対象地区(地域)については、事前に町民環境課までお問い合わせ下さい。
・国庫補助制度による事業のため数量に限りがありますので早めにお申し込みください。
・単独処理浄化槽の新設は禁止されています。

▶申し込み方法

申込書を町民環境課窓口準備しておりますので、ご記入のうえお申し込みください。(印鑑が必要です。)

問 氷川町役場 町民環境課 ☎52-5851

椀地区の文化財確認を行いました！

氷川町内の文化財を把握するため、遺跡分布調査を行っています。

平成22年度は3月に椀地区を実施しました。区長さんや地元の方の話聞き、文化財保護委員と一緒に回りました。遺跡の位置を確認したり、大きさを測ったり、土器の採取を行いました。

椀地区は中世時代(特に戦国時代)からその名が知られるようになりますが、古墳時代の土器が見つかったり、弥生時代の土器を確認するなど、かなり古くから集落があったことがわかってきました。

今年度の実施地区はまだ決まっていますが、宮原地区を中心に、断続的に各地域を回っていきたいと思いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。



採取した土器

問 氷川町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 ☎52-5860

家屋の新築・増築・取り壊しを行ったら届出を

住宅や物置、車庫、倉庫等の新築、増築、または取り壊しを実施された場合は、予定も含め税務課まで届出を行って下さい。

新築・増築については随時家屋評価に回っておりますが、まだ家屋評価が済んでいない建物がありましたら連絡をお願いします。

取り壊しを行った家屋については、届出を怠りますと、実際は建物が無いのに課税されることになります。

また、未登記家屋の売買などで所有権移転を行った場合も必ず届出を行って下さい。前の所有者に課税されることになります。

ご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

問 氷川町役場 税務課 資産税係 ☎52-5853

軽自動車税に関するお知らせ

◆軽自動車税は4月1日の所有者に課税されます

軽自動車税は、軽自動車やバイク、農作業用などの小型特殊自動車に市町村が課税する税で、4月1日現在の軽自動車等所有者に年税額が課税されます。

軽自動車やバイクなどの所有者は、次のような場合は手続きが必要です。手続きをしないと、すでに手放してしまった軽自動車やバイクなどの税金までも支払わなければなりません。

- ①軽自動車やバイクなど売ったり譲ったりしたとき
- ②廃車したとき
- ③盗難に遭ったとき(警察への届け出も必要)
- ④ほかの市町村へ転出したとき

また、軽自動車やバイクなどの所有者になったときも、手続きが必要です。

廃車や売却したとき、所有者(納税義務者)が町外へ転出したときなどは、30日以内に手続きが必要です。

◆軽自動車の減免について

障害者手帳や療育手帳をお持ちの人は、その程度により軽自動車税の減免を受けることができます。

軽自動車税の減免を受けるためには、納付期限の7日前までに役場税務課に申請書の提出が必要です。

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・車検証
- ・運転される方の免許証
- ・障害者手帳など

◆小型特殊自動車の登録について

小型特殊自動車(農耕作業・特殊作業用)の登録をされていない車両をお持ちの方は、氷川町役場または宮原振興局にて登録をお願いします。

【登録に必要なもの】

- ・印鑑(所有者・使用者のもの)
- ・販売証明書もしくは車名・車台番号の分かる書類

問 氷川町役場 税務課 住民税係 ☎52-5853



まちからの お知らせ

お知らせ

東北地方太平洋沖地震被災地義援金 中間報告(4月18日現在)

「東北地方太平洋沖地震」義援金募金箱を、氷川町役場・宮原振興局・竜北福祉センター・宮原福祉センターの4か所に設置し、たくさんの方々にお寄せいただきました。

3月15日～4月18日までに寄せいただきました義援金総額2,562,345円を、氷川町社会福祉協議会を通じて日本赤十字社 熊本県支部へ寄附いたしました。

お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社をとおし、「義援金配分委員会」の協議を経て被災者に届けられるとのことです。

問 氷川町役場 総務財政課 ☎52-7111

行政相談委員委嘱のお知らせ

このたび、氷川町では松田幹男(河原)さんと田口英輔(新村)さんが総務大臣から行政相談委員に委嘱(再任)されました。

行政相談委員は、行政相談委員法という法律に基づき、行政運営の改善等に熱意を有する方に委嘱するものです。

行政相談委員は、住民の皆さまの毎日の暮らしの中で感じた役所の仕事についての苦情や要望などを直接受け付け、住民と役所のパイプ役となり、その解決や実現のお手伝いをします。相談は無料で、秘密は守られます。

氷川町では、次のとおり定期的に相談所を開設しておりますので、お気軽にお越しください。

▶日時 偶数月第3金曜日 10時～15時

▶場所 氷川町健康センター健康相談室

問 氷川町役場 総務財政課 行政係 ☎52-7111

固定資産税台帳の縦覧

地方税法の規定により、次のとおり固定資産税台帳の縦覧を行います。

詳しい内容についてお知りになりたい方、また、平成22年中に土地を売買したり、家屋を新築・増築された方は、特に縦覧をお願いします。

なお、固定資産課税明細書については、6月の納税通知書と併せて発送します。

▶縦覧期間 6月30日まで(土・日・祝日は除きます)

▶時間 8時30分から17時15分まで

▶場所 氷川町役場 税務課
宮原振興局 総務振興課

問 氷川町役場 税務課 資産税係 ☎52-5853